

1. 件名：「日本原燃(株)における新検査制度を踏まえた許認可手続に関する面談」

2. 日時：令和2年4月8日(水) 13時00分～13時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、藤田安全審査専門職

日本原燃(株)

安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループリーダー 他2名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和2年4月2日の面談(※1)を踏まえ、令和2年4月1日の品質管理体制の届出(※2～※6)と保安規定等との関係について、提出資料に基づき説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点を伝えた。

- 各事業での保安規定の記載には差異があるものの、保安規定の下でのこれまでの品質マネジメントシステムは、下位規程も含めると各事業で大きな差異はなく、品質管理基準規則の体系に合わせて記載事項を整理して届出されたことは理解した。
- 今後の保安規定変更申請の際には、保安規定の変更前後と、保安規定の変更内容と従前の全社品質保証計画書との関係が明確になるように、それぞれ整理しておくこと。
- 現行の保安規定の記載内容の中で下位規程の記載に移すものについて、移行方針を整理しておくこと。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「事業指定本文9号を踏まえた今後の対応と現行保安規定との関係【日本原燃株式会社 再処理施設】」

「(参考) 各施設既認可保安規定 (品質保証) 対応表」

参考

※1 令和2年4月2日の面談

「日本原燃(株)における新検査制度を踏まえた許認可手続に関する面談」

※2 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年4月1日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の事業許可に係る届出を受理」

http://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000010.html

※3 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年4月1日)

「日本原燃(株)から再処理事業所廃棄物管理施設の事業許可に係る届出を受理」

http://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000023.html

※4 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年4月1日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の事業許可に係る届出を受理」

http://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000049.html

※5 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年4月1日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の事業許可に係る届出を受理」

http://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000050.html

※6 日本原燃株式会社 低レベル放射性廃棄物埋設センター 規制法令及び通達に係る文書 (令和2年4月1日)

「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の事業許可に係る届出を受理」

http://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/WAS/190000024.html